

「あいら和牛」認知度向上プロモーション業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「あいら和牛」認知度向上プロモーション業務

2 履行期限

令和9年3月15日（月）

3 業務の目的

始良地域からの出品牛は、これまで開催された全国和牛能力共進会において内閣総理大臣賞を受賞するなど、「和牛日本一」鹿児島ブランド価値向上に大きく貢献している。

そこで、全国和牛能力共進会での受賞歴や来年開催される全国和牛能力共進会に向けた生産者の取組を紹介するとともに、飲食店等でのPRイベントを開催することで、「あいら和牛」の認知度向上と消費拡大を図る。

4 定義

本業務における「あいら和牛」の定義は、以下の要件を全て満たすものとする。

(1) 始良地域（霧島市、始良市、湧水町）で生まれ、始良地域で肥育された黒毛和種の牛肉であること。

※ 食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第18条第1項で規定する原産地を示すものではない。

(2) 概ね29ヵ月齢でと畜されており、雌においては産歴がないこと。

5 委託内容

(1) 全国和牛能力共進会での受賞歴や来年開催される全国和牛能力共進会に向けた生産者の取組等を紹介するPR動画の制作及びPR画像の撮影

- ・ 3つのテーマで、各テーマにおいてロングバージョン（60秒以内）とロングバージョンを短く編集したショートバージョン（30秒以内）の2種の計6本のPR動画を制作
- ・ 3つのテーマで、各10枚の計30枚のPR画像を撮影（ファイル容量4GB以内）

テーマ	内 容	P R 動画制作数 と再生時間		P R 画像
		ロング Ver	ショート Ver	
全共への挑戦編	【全共への機運醸成】 地域の受賞歴を含め、全共へ に向けた生産者等の取組を紹介	60 秒以内 1 本	30 秒以内 1 本	10 枚
お肉を育てる現場編	【肉用牛経営への理解促進】 「あいら和牛」の生産現場を 紹介	60 秒以内 1 本	30 秒以内 1 本	10 枚
お肉の魅力 UP 編	【消費拡大】 「あいら和牛」の魅力やおい しさを紹介	60 秒以内 1 本	30 秒以内 1 本	10 枚

ア 動画及び画像については、インパクトのある画像を新規に撮影し、「あいら和牛」の魅力幅広く消費者に効果的に伝える内容とする。

イ 動画及び画像撮影において、生産現場や生産地の風景などを撮影する場合は、始良地域（霧島市、始良市、湧水町）で撮影すること。

ウ 受託者において企画、取材、制作、撮影、編集を行い、必要に応じて音楽やナレーションも付加すること。

エ 生産現場や共進会会場等での撮影についても実施するなど「あいら和牛」の魅力効果的に伝える内容とすること。また、撮影にあたってはドローンの活用も検討すること。

オ 動画及び画像は、Instagramのオーガニック投稿に最適な再生時間、ファイル容量、アスペクト比、解像度とする。なお、完成までに委託者による複数回の内容確認及び修正の機会を設けること。

カ 動画及び画像は、盤面に動画タイトル等を記載した、DVD ディスクに保存の上、トールケースに収納した形で2枚を納品すること。

(2) 「あいら和牛」を提供する飲食店・販売店やホテル等と連携した PR キャンペーンの実施

ア 始良地域（霧島市、始良市、湧水町）でのPRキャンペーンの企画立案・運営管理
 (ア) 「あいら和牛」を提供する始良地域内（霧島市、始良市、湧水町）の飲食店・販売店やホテル等と連携し、喫食体験等を伴う観光客や地域内の一般消費者へ「あいら和牛」の魅力を県内外へ伝える企画とすること。

(イ) 全国和牛能力共進会での受賞歴や来年開催される全国和牛能力共進会に向けた生産者の取組等を紹介するとともに、「あいら和牛」の美味しさが伝わり、認知度向上に寄与する企画とすること。

- (ウ) キャンペーンは履行期限までの効果的な時期及び期間を設定すること。
- (I) キャンペーンで連携している店舗等を紹介する WEB サイトを開設し、広報すること。なお、当サイトでは、「あいら和牛」の魅力伝える内容も含めること。
- (オ) 具体的な実施計画（スケジュール、実施体制）を作成すること。
- (カ) 取組に応じた測定項目を設定し、効果等を分析すること。

イ 参加店の募集・連絡調整

- (ア) 委託者と協議の上、始良地域内（霧島市、始良市、湧水町）で「和牛日本一鹿児島応援店」に登録（以下、登録店）されている飲食店・販売店やホテル等を基本として、参加の募集を行うこと。

※ 和牛日本一鹿児島応援店：鹿児島県が認定

（令和 8 年 5 月 20 日時点：始良地域内 34 店舗

URL: <https://www.pref.kagoshima.jp/ag07/wagyua.html>)

- (イ) 参加する飲食店・販売店やホテル等は、「あいら和牛」を取扱っていること。若しくは、キャンペーン期間中、取扱うこと。
- (ウ) 委託者と協議の上、登録店以外で上記の(イ)を満たすことが可能な始良地域内（霧島市、始良市、湧水町）の飲食店・販売店やホテル等へ参加の募集を行うこともできることとする。
- (I) 委託者と協議の上、県外の登録店や登録店以外で上記の(イ)を満たすことが可能なホテルや飲食店・販売店等へ参加の募集を行うこともできることとする。

※ 和牛日本一鹿児島応援店：鹿児島県が認定

（令和 8 年 5 月 20 日時点：県外 111 店舗

URL : https://www.pref.kagoshima.jp/ag07/wagyu_g.html)

- (オ) 参加店との連絡調整を行うとともに、キャンペーンの P R を店内等で実施するよう調整を行うこと。

ウ キャンペーンの周知活動

業務目的が達成されるよう、キャンペーン等の告知を含め取組内容等についての広報のため、SNS 等を活用した情報の発信に努め、「あいら和牛」ブランドの認知度向上を図ること。

(3) 「あいら和牛」販促資材の制作及び活用

- ア 認知度向上及びブランド価値訴求を目的とした販促資材（P R グッズ、ポスター、リーフレット等）を基本とし、これに限らず、目的達成に資する提案について企画及びデザイン、制作を行うこと。

(ア) P R グッズは、キャンペーン参加店等での配布を主な活用場面として想定し、

手にした観光客や消費者等が「あいら和牛」を認知・記憶し、さらに話題性や共

有を通じて拡散につながるよう、単なる配布物に留まらないインパクト及び独自性のある品とすること。

- (イ) 仕様設計及び制作（必要に応じて印刷・製造を含む）をすること。
- (ウ) 具体的な実施計画（スケジュール、実施体制）を作成すること。
- (エ) 制作した成果物は、委託者の指定する仕様・数量・納期に従い納品すること。
- (オ) 納品スケジュール及び中間成果物の提出時期については、委託者と協議の上決定すること。
- (カ) 成果物に係る電子データを作成し、印刷用データ（PDF 形式）及び編集可能な元データ、画像データ（JPEG、PNG 等）及び使用素材一式を提出すること。
- (キ) 電子データについては、再編集及び二次利用が可能な状態で整理し、盤面にタイトル等を記載した、CD-R 等に保存の上、トールケースに収納した形で2枚を納品すること。
- (ク) 成果物には、誤字脱字及び法令・表示ルール等に関する確認を十分に行った上で納品すること。
- (ケ) 受託者は、納品後に委託者による検査を受け、その結果、修正が必要と認められた場合は、速やかに無償で修正対応を行うこと。
- (コ) 制作した販促資材については、キャンペーン参加店等における効果的な配布方法や活用方法について提案すること。

6 成果報告

受託者は、業務内容を取りまとめた報告書を履行期限までに委託者へ提出しなければならない。報告書には、事業実施概要、実施結果、効果測定結果、今後の課題等を記載すること。

- (1) 報告書（A4判縦：3部）
- (2) PDFデータ：一式

7 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に、県へ無償で譲渡すること。
- (3) 県は、成果物が著作物に該当する場合又は該当しない場合にかかわらず、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。

- (4) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、県が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また県は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (5) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 本業務で取得した写真、映像データについての著作権は県に帰属しそのデータ等はCDR等で県に提出する。
- (7) 受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、県の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

8 その他

受託者は、県と密に連携を図りながら事業実施に取り組むこと。

- (1) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、決定する。
- (2) 企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、県と調整の上実施すること。
- (3) 本仕様にて定めのない内容であっても、本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

ただし、実施にあたっては、委託費内で実施すること。